

陳 情 文 書 表

6 陳情第 10 号

小金井市議会は憲法14条に違反する地方自治法の規定の改正を求め、
 急し事を国会に提出する事を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 3 月 29 日
 (西暦)

陳情 代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉 和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉 和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 29 日 16:15				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 任



副紙 小倉市議会は憲法14条に違反する地方税法の規定の
改正を求め意見書と国会に提出することを求める陳情書
憲法14条は法の下に平等を保障するところ、地方税法の固定資産税を
定むる規定は、憲法14条に違反する。地方税法343条(固定資産税の
納税義務者)は、「固定資産税は固定資産の所有者に課する。」と定む。
地方税法348条1項は、「市町村は、国並みの都道府県、市町村、特別区
に對しては、固定資産税を課することから除外。」と定む。同法2項
2号は、宗教法人の不動産、同法9号の学校法人の不動産は固定資産税
を課しないことと定めてゐる。陳情者の思うところ、地方税法343条と
地方税法348条は、明らかな矛盾がある。やむを得ず論かざる言は、税金は
公正かつ平等に課せられべきである。一般国民は少くも固定資産税
を課せぬ。地方、国や宗教法人、学校法人の如き特許税を課せざるに
正当な理由、或は合理的な理由が存在しない。右の特許、特許税
のありようは、社会的身分により経済的差別を助長するものなり、憲法
14条に於ても違反する。陳情者は、公平な課税を求むる固定資産税の廃止
を求めたところ、小倉市議会議員の中に、陳情者に賛成した議員は
いない。大正9年改革は、右と左に於けるものなるに、大正9年決断を
し、中水は、日本にも固定資産税を課する州は、あるものなり。その
税率は、日本より低くは、ない。日本の固定資産税は、余りに高過ぎる。
陳情者は、市町村の固定資産税を課するから、中水は、免税せぬべきと、
国、宗教法人、学校法人の如きも一般国民と同様に、少くも課税すべきと爲す。
事件陳情及び大正9年、憲法99条は、公務員に對し、憲法尊重擁護義務
を課してあり、やむを得ざる時は、憲法14条を遵守するに均等なり。小倉市議会議員
に於いても、事件陳情に賛意を述べた。 令示6年3月29日

小倉市議会議長 宮下 誠 殿

小倉市本町 [redacted] 大倉 和彦

陳 情 文 書 表

6 陳情第 11 号

6 陳情第 2 号にかかる居住実態調査を

早急に行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 6 年 4 月 19 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市 新保町 〇〇〇〇
	氏 名	松井 豊 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	(〇〇〇) 〇〇〇 〇〇〇

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 4 月 19 日 16:21				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年4月19日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 6 陳情第2号にかかる居住実態調査を早急に行うことを求める陳情書

6 陳情第2号によれば居住実態に疑義のある件について、市民課が適切な行動をとっていないことが記されております。

さらに、本陳情が審議未了処置されたことは小金井市議会ならびに議員各位らにおいても本件に対して適切な行動をとるつもりのないことを表明したものと解釈されます。

しかしながら疑義のあるものについて白黒を確定させないことは、法令違反を放置することにもなりかねず、例えば、本件の場合、万が一、当該人物が小金井市への居住実態がなかった場合、他市に入るべき住民税を本市が横領したことになり、その際、行政や議会が積極的にその調査をしなかったことは、皆様方は共謀して小金井市に入る税を減らさないようにとの企てを謀ったとなり、これは行政の怠惰による誤謬との言い訳では収まらず、市をあげて横領という犯罪を作りあげたということにもなるでしょう。

また、居住実態がなければ委員資格もありませんから、これは費用弁償の支払いも違法だということになり、いらぬ住民監査請求を招聘してしまう可能性もあります。

現状、当該人物に対する居住実態は確定されておきませんので、小金井市は50%の確率で犯罪を犯している可能性があり、したがって、これに関わった職員ならびに議員各位におかれましても50%の確率で犯罪に加担していることとなります。

つきましては疑義のあるものについては、早急に調査を行い、万が一にも違法や脱法の懸念のあるような状況を招来しないよう、表題案件を求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 12 号

居住定態に疑義のある委員に対しリポート会議と同様した
 かと同うと 伴に、ろが一筆宛が無かた場合は発言を訂正する 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 6 年 4 月 19 日
 (西曆)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東所 [REDACTED]
	氏 名	宍 崎 久 男 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 4 月 19 日 16:21				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和6年4月19日

宮崎 久男

小金井市東町

件名 居住実態に疑義のある委員に対しリモート会議を周旋したかを問うと
伴に、万が一事実が無かった場合は発言の訂正を求める陳情書

以下は社会教育委員の会における「とある委員」の発言です。

委員 個人的事情ですが、すみません。です。実は来年の7月ぐら
いに小金井に戻って来るんですけど、今、単身赴任中で。今日もち
よっと戻って来ている状況なんですけど。そうすると、何となく金
曜日とか月曜日のほうが個人的には助かるのはあるんですけど
も、皆さんの御都合もあるので、そういった場合、例えばですけれ
ども、前、児童館審議委員をやらせていただいたときは、実はリモ
ートをWebexでやっていただいたこともございまして、その辺、
可能であれば出席率も上がるかなと思っているんですけど。なるべ

これによれば、当該委員は、単身赴任中であり、したがって、手続き的にいえば居住実態の調査を受け、ご自身に委員資格があるかどうかの判断を仰ぐべきところ、適格の証明がないままに委員に留まることを自明とした上で、逆に単身赴任を事情だとして、ご自身が市内に居ない場合のために市側が自分のためにリモート会議を斡旋してくれないかとの要望を述べ、その根拠として児童館審議委員の時は、そのようにしてもらったと主張しております。

つきましては児童館運営審議会においては単身赴任という事情を抱えた当該委員の利便向上を理由としてリモート会議を用意したのかについての回答を求めます。

また、事実が当該委員の発言と異なっている場合、誤解を与える議事録の放置は混乱のもとになりますので、この部分の削除、訂正等について適正な作業をすることを求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 13 号

違法側々に投票した議員に対し、犯罪人の加担の自覚
 ならずに良心の呵責は無いのかを交えての説明責任を果たすと求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 月 19 日
 (西暦 2024)

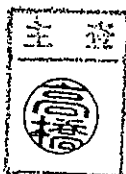
陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 4 月 19 日 16:21				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年4月19日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 違法側に投票した議員に対し、犯罪への加担の自覚ならびに良心への
呵責は無いのかを交えての説明責任を果たすことを求める陳情書

先般「違法行為の放置に賛成した議会ならびに議員各位の説明責任を問う陳情書」(＝6 陳情第9号)の審査の際「瑕疵ある議決だったということを言っているんですか?」との発言がありました

これは、廃園撤回条例案を否決したことに「瑕疵がある」とは思っていないということを表明されたものらしく、どうやら、この認識は小金井市議会の統一見解でもあるようです。

しかしながら、そこに違法があれば、それは犯罪が存在した証拠であり、もし、それを認識しながら、座してそれを放置するならば、それは犯罪に加担したことになります。

従って、違法を放置する議決をしておきながら「瑕疵が無い」と強弁するのは、犯罪への加担者であろうとも推定されかねない方々による恐ろしくも厚顔な物言いであり、それこそ、その方々における「公明(＝公平で、不正や隠しだてがないこと)」のあり様とは、いかなるものなのかと心胆寒からしむものがあります。

また、委員長の「(判決文には)瑕疵があるとは書いていない」との発言に至っては、人に指摘されなければ自ら過ちを質すようなことはしないのだと受け取れ、これはこれで愕然とする一幕でした。

思うに、6陳情第9号の趣旨は「廃園撤回条例案の否決は瑕疵のある議決」であり、従って反対票を入れた議員は犯罪への加担者ともみうけられる可能性があるのに、どういうつもりなのかということを選択しながら尋ねているものだと思います。

つきましては、婉曲な表現ではご自分たちのなしたことの意味がおわかりにならないようですので、廃園撤回条例案を否決された議員の方々に対しては、表題の件を求めたいと思います。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 14号

審議会等において職員が不確かなことや個人的な見解など「お話し」
 審議会等の議論をミスリードすることのまいようをめる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 6年 5月 23日
 (西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市 緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 隆己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 5 月 23 日 10056				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議員 宮下 誠様

令和6年5月23日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 審議会等において職員が不確かなことや個人的な見解などを述べ、
審議会の議論をミスリードすることのないよう求める陳情書

以下は、廃棄物等減量推進審議会における市側職員の発言です。

今井ごみ対策課長	<p>リサイクル事業所の販売形態、販売実績については、市側で計量、計数したものではなく、あくまでも「主張されている」と受け止めざるを得ない状況にある。</p> <p>ジモティーとよく比べられるが、ジモティーのほうは市が計量し、全ての件数をカウントしているため、行政として間違いなくリユースに回したものであるといえる。</p> <p>レシートがあつたり、POSシステムがあつたりという明確な形で報告をされているのであれば別だが、そうではなく、あくまでシルバー人材センターの事業として運営されていた成果をシルバー人材センターではない方が言われている。</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

この中で職員は旧リサイクル事業所のリユース処理量について、ここに呈示されている数字には信憑性が無く、また、当事者でもない人が数字の流布を行っていると断じ、その一方でジモティーを利用した、おそらく「ゆずる輪」を想定してのことでしょうが、その計数はしっかりしており信ずるに足るという主張をしております。

しかしながら、この数字は「リサイクル事業所報告書」から転載されたもので、これは市が委託した業者（小金井市シルバー人材センター）の正式な報告書であり、これに疑義を挟むなら、市が発行するいかなる資料も信用が置けないということになってしまいます。

従って、数字はかの職員が言うような不確かなものではなく、また流布という観点においても、それはシルバー人材センターが出した数字にそってなされているということになります。

審議会に際し、これらの数字を付して提言書を出した団体は、この発言に対し「中傷」されたとの強い表現を用いての反論書を提出しており、これに対する市側の対応が今待たれているところです。

件の発言の折審議会は「リサイクル事業所の再開を求める提言書」を審議しておりました。当該職員は、その数字に難癖をつけ、ここぞとばかり「ゆずる輪」を擁護したわけですが、職員にそこまでのことをさせた「ゆずる輪」とは、一体どのような事業なのでしょう。

以下に「ゆずる輪」と「旧リサイクル事業所」実績の比較を掲示します。

ゆずる輪・旧リサイクル事業所のリユース実績と金銭的かかりの比較

	(A)ゆずる輪	(B)旧リサイクル事業所	倍率 (A)/(B)
リユース個数	110個 令和4年度事務報告書	13876個 平成29年度	126分の1
リユース重量	1.08t 令和4年度事務報告書	90.15t 平成29年度	84分の1
市からの支出額	¥16,742,710 令和5年度不燃粗大ごみ 積替え保管施設運営管理 委託費におけるリユース業 務費+当該業務に係る直接 物品費・業務管理費・技術 経費・重機調達費・一般管 理費の総額	¥6,308,000 平成30年度リサイクル補 助金	2.5倍
一個当たりリユース経費	15万円/個	455円/個	329倍
トン当たりリユース経費	1550万円/t	7万円/t	221倍
高齢者就業人数	3名	15名	5分の1

表を見ると

- お金のかかりが2.5倍になっているのに実績が84分の1
- トン当たりの処理費が1550万円
- 個数で計算してみたらプラスチックの化粧ケース1個が15万円相当

なるほど、これらの数字に直面すると、当該職員が審議会の席で議論をミスリードさせてまで、件の発言をしてしまったのは、致し方ないのかなと思わざるをえません。

なぜなら、委員の方にこのような実情を知られたら「ゆずる輪」が事業としての呈をなしていないことが、わかってしまいます。

議論を遮り「旧リサイクル事業所」の実績を貶め「ゆずる輪」の擁護に回ったのもうなずける話です。

まとめますと、件の発言は、リユースをやっているんだか、お金を垂れ流しているんだか、訳の分からない事業である「ゆずる輪」の実情を、審議会委員の前に暴露されることを恐れた当該職員が、ここぞとばかりに旧リサイクル事業所をけなし、それを貶めようと、思いのほか頑張ってしまったものかと推察されます。

それにしても、予算青天井で「リユースやっていますよ」をアピールしているだけの事業である「ゆずる輪」をいかに擁護したいからといって、職員が自ら作文をしてまで審議会の議事に介入し、議論をミスリードするようなことは止めてもらいたいものです。

箸にも棒にもかからない物を持ち上げるには、他を貶めるしかないことはわかりますが、市政の場で、職員がこれほどまでわかりやすくそれをなしたというのは、中立や客観が求められる公務員から何やら腐臭じみたものが臭い漂ったやに感じられます。

については審議会等において職員が自らの主観を用いて箸棒事業の弁解をするなどのもつての外であり、不確かなことや個人的な見解などを述べ、審議会の議論をミスリードするようなことのないよう求めます。

また、なにほどの合理性もない「ゆずる輪」事業について、これを見直し、せめて旧リサイクル事業所程度の実績をあげうるリユース事業の策定を行う事を求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 15 号

日野市民への負担に配慮すべく
 可燃ごみの搬出量を広域支援時の水準に留めること求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 5 月 23 日
 (西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 尚乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 5 月 23 日 10:56			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年5月23日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 日野市民への負担に配慮すべく

可燃ごみの搬出量を広域支援時の水準に留めることを求める陳情書

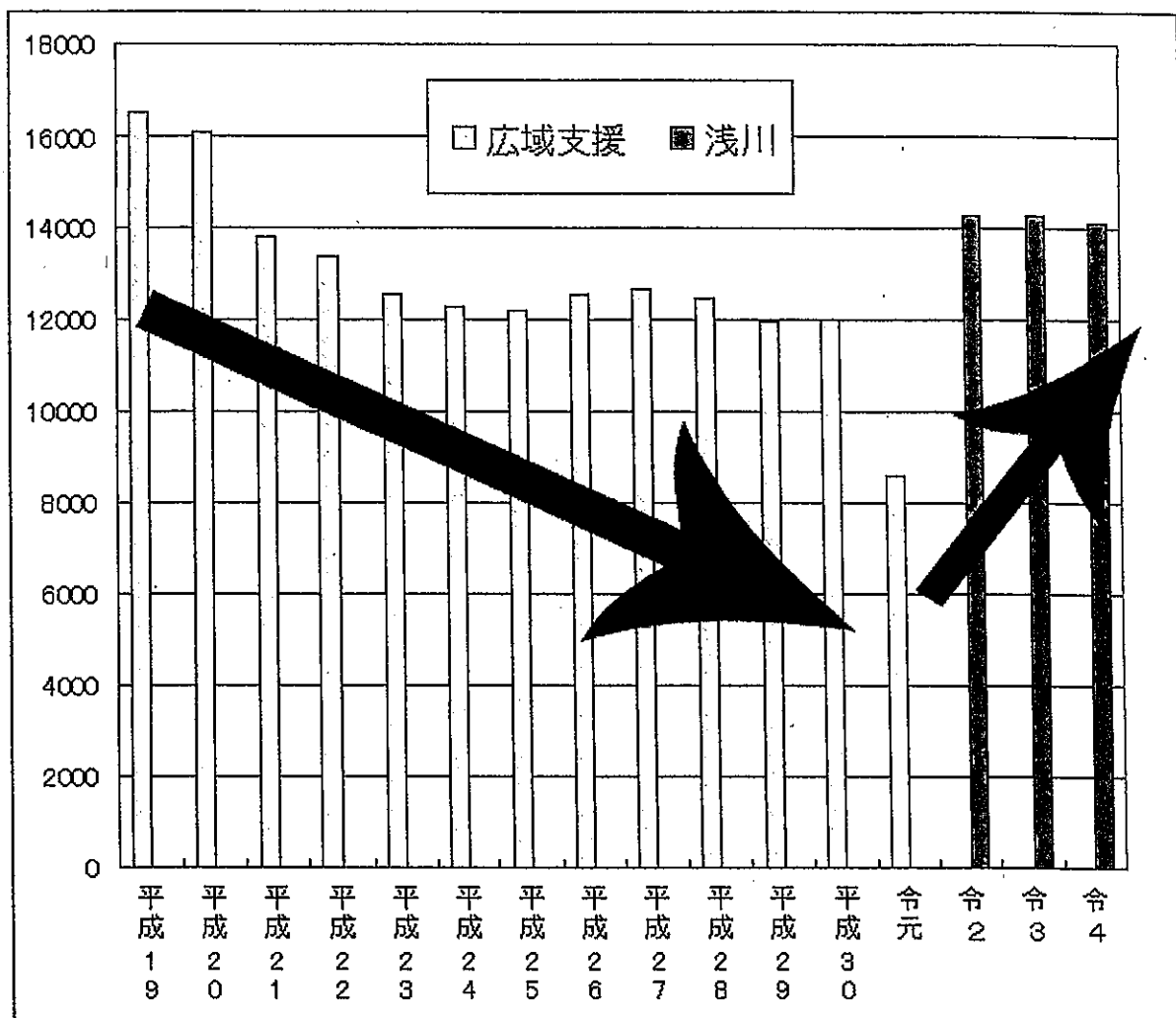
以下は「3市ごみ減量推進市民会議」への各市委員の欠席率を表にしたものです。

3市ごみ減量推進市民会議委員出欠表

3市	委員	平成30年1	平成30年2	平成30年3	令和元年1	令和元年2	令和元年3	令和2年1	令和2年2	令和3年1	令和3年2	令和4年1	令和4年2	令和4年3	令和5年1	令和5年2	欠席率
日野市	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	*	
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	*	*	
	C	○	○	○	○	○	○										
	D							○	○	○	○						
	E												○	○	○	○	
	F	○	○	○	○	○	○										
	G							○	○	○	○						
	H												○	○	○	○	
	行政		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国分寺市	I	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	*	○	
	J	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	○	○	○	○	○	○										
	L							○	○	*	*						
	M											○	*	*	*	○	
	N	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	行政		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小金井市	O	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
Q												○	○	*	*	-	
R												○	○	○	○	○	
S		*	○	*	*	*	*										
T								○	○	○	○	*	○	○	*	○	
U		○	○	*	○	*	*	○	○	*	*						
行政			○	○	○	○	○	○	*	*	○	○	○	○	○	○	

これにより「小金井市は3市における共同ごみ処理の検討について不熱心である」との評判を頂いているわけですが、その原因は、当該委員を選出するための母体である廃棄物等減量推進審議会に問題があると思われま

可燃ごみ搬出量(平成19年から令和4年度)



- 搬出量の増大分について市は「事業用」のものが増えて、こうなつたと説明をします。
- 従つて「事業用」のものの浅川搬入を差し止めれば日野市への可燃ごみ搬出量は広域支援時の水準に戻すことができます。

小金井市議会議員 宮下 誠 様

2024年 5月29日

尾花 和子
尾花 真奈美

会派の政務活動費の情報公開を求める陳情書

政務活動費とは、日本における地方議会の会派あるいは議員に対して政務調査研究及びその活動のために支給される費用です。その費用は市民の税金が使われています。そのため、その用途の範囲や基準については厳しく決められており、市民に対して情報公開の観点からも透明性の高いものでなければならぬと考えます。

小金井市議会での広報費は、会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費として定義がされています。が、昨今、会派ニュースという名目で、議員一人のPR(写真、趣味、プロフィール等)が一面に載っているチラシを見ました。

小金井市議会「政務活動費に関するマニュアル」では、H19.4.26 仙台高裁判例(最高裁で上告棄却、確定)「(要約)ある支出が政務活動と他の目的が混在する場合は、全額を政務活動費とするのは相当ではないことは明らかである。社会通念に従った相当な割合(按分額)をもって政務調査費とすべき」旨の判例が掲載されています。

2024年2月29日、町田市議会政務活動費に関する住民訴訟裁判において、一部の会派に対して「議員のプロフィールに加え、チラシの記載内容が政務活動以外の活動であり、その印刷代等の支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が原告から主張された一方で、被告側からこれを覆す適切な立証が行われなかったことにより、係る政務活動費の支出全額につき用途基準に適合していない支出である」旨の東京地裁判決があり、「町田市議会政務活動費用途基準の運用指針」が判断材料の一つとなっています。一方で、小金井市議会「政務活動費に関するマニュアル」には、用途基準の詳細(広報費に関して政務活動以外の記事の全体に対する割合や按分割合の指針)がありません。

ちなみに、町田市議会においては広報費としてチラシ印刷代等の領収書とともに当該チラシが添付され、HPで公開されています。一方で、小金井市議会においては、政務活動費として支出した印刷代等にかかる当該チラシの公開はされていません。

武蔵野市議会(政務活動費は議員に対して交付)では、広報費の支出について領収書とともに内容明細及び説明欄に按分根拠を記載し、HPで公開しています。一方で、小金井市議会においては、按分根拠の記載義務がありません。

調布市議会(政務活動費は会派に対して交付)「政務活動費の手引き」では、

- ①広報紙(チラシ)に掲載する内容が政務活動費として支出できるものか否かの具体例や過去事例
- ②広報費の按分の指針として、両者が混在するケースの按分割合の算定方法
- ③一議員の政務活動レポートの印刷費等に、政務活動費として支出する際のルールと手続き
- ④議長による確認(2点)

【議長による出納状況の確認】議長は出納状況の確認の結果、不適切な支出が認められる会派に対し、口頭又は文書で注意するものとします。

【市民からの問い合わせ】議長は政務活動費の出納に関し、市民から問い合わせがあった場合は、当該会派の代表者に問い合わせ、説明を求めることができます。問い合わせを受けた会派の代表者は、用途について証明する資料等を用い、速やかに説明しなければなりません。

と詳細な運用指針の記述があります。

以上のように、他議会では、より厳正な運用と自主的な説明が行われています。

「小金井市議会政務活動費の交付に関する条例」第10条(透明性の確保)において、議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関連書類について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。と議長に努力義務がありますが、上記事例のように他議会を見習い、政務活動費の支出を判断する会派が、市民に対する説明責任を具体的で分かりやすい手法で自ら果たすべきです。

その上で、以下陳情いたします。

◆政務活動費で作成した各会派の広報紙(チラシ)の写しとそれに関連する印刷代、郵送ポストイン代、新聞折込代等に政務活動費がどんな按分割合で支出されているか事実関係が分かる資料をお示しください。(近年のもの)

◆市民に対して広報費に関する更なる情報公開をすること。

(例として:政務活動費で作成した広報紙(チラシ)の写しを公開対象にする。収支報告書に按分根拠の説明を記載する。市民から問い合わせがあった際の説明対応に関すること、など。)

◆必要に応じて、政務活動費マニュアルの見直しを行うこと。

陳 情 文 書 表

〇 陳情第 17 号

「違法な専決処分に基づいて制定された廃止条例は無効」との東京地裁判決をふまえ、公立保育園の安定的運営を求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 5 月 31 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	公立保育園を市民の財産にまもる会 安藤 能子 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	安藤 能子
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 5 月 31 日 15:43				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

2024年5月31日

公立保育園を市民の財産にする会

安藤能子

小金井市前原町

「違法な専決処分に基いて制定された廃止条例は無効」との東京地裁判決をふまえ、公立保育園の安定的運営を求める陳情書

私たち「公立保育園を市民の財産にする会」は、2021年7月に示された前市長の「公立保育園廃園方針（案）」を受け、『市民の税金で賄われる公共性の極めて高い児童福祉施設である公立保育園は、将来にわたるセーフティネット機能や防災機能を兼ね備えることができる市民の財産である』という観点から、市に対してさまざまな働きかけをしてきました。

そして、2022年9月29日の前市長の専決処分による廃園条例の強行制定に対して、その不当性や違法性を広く市民に訴えてきました。

さらに勇気ある原告保護者が、2022年12月13日に兄弟入所を市に求めて提訴した「廃園やめて裁判」を、1年2ヶ月に及び全面支援してきました。

2024年2月22日、東京地裁は、「前市長の専決処分は違法」「違法な手続きで制定された廃園条例は無効」という判決を下しました。

前市長の専決処分が違法と判決されたことで、2022年10月7日の市議会が市長の専決処分を不承認としたことの、法的妥当性が示されました。私たち市民は、「どう考えてもおかしい、不当だ」という思いが間違っていなかったことで心底安堵し、法律を遵守する小金井市議会の面目も保たれました。

さらに、判決では募集廃止条例は無効で、改正前の条例を適用して保育園入所事務をすべきところ、それをしなかった市の行為の取消しを免れないものとしています。したがって、市は原告のお子さん限定した入所手続きのみをして、その他のお子さんの入所手続きを行っていませんが、判決で違法無効とされた廃園条例が原告以外に適用され続けていることの不合理性は、誰の目にも明らかです。

そこで私たちは、以下の2点を強く求めます。

1. 専決処分という違法行為により制定された廃園条例、募集廃止条例を無効とした司法判決を遵守して、廃園に向けた段階的縮小を止めるとともに、さらにさくら、くりのみ両園の保護者の切実な要望に応え、0歳児、1歳児の募集を再開してください。
2. 廃園条例は無効ですから、改正前の条例を前提に、中長期の視点を持った透明性の高い市民参加の「公立保育園の在り方検討会」を開催してください。そのうえで、50年以上の歴史ある公立保育園5園の存在意義を十分に検証し、子どもが育ち市民の喜びとなる公共施設として未来に手渡せるよう、議論を尽くしてください。